

四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、その運用に必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 申請者は、当該年度の交付申請にあたり1つの対象設備につき1回限り申請できるものとする。

2 要綱第4条に規定する住宅等について、申請者以外に所有者がいる場合は、申請に当たって当該所有者の承諾を得ることとする。

(申請に添付する書類)

第3条 交付申請書に添付する書類は次のものとする。ただし、止むを得ない理由により提出が不可能と市長が判断したものについては、提出を免除することができる。また、その際に、市長は申請者に対して条件を付することができる。

- (1) 「クールチョイス」賛同宣言書
- (2) 太陽光発電設備、燃料電池設備、蓄電池（家庭用定置型）、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、地中熱ヒートポンプ、電気自動車等充給電設備（V2H）においては、対象設備の仕様が確認できるカタログ等の書類（ただし、HEMS及び地中熱ヒートポンプにおいては要綱第5条に規定する要件が確認できるものとする）
- (3) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）においては、以下のとおりとする。
 - ア 「工事請負契約書」、「注文書及び注文請書」又は「売買契約書」の写し
 - イ 設置しようとする太陽光発電設備及びHEMSの仕様が確認できるカタログ等の書類（ただし、HEMSについては要綱第5条に規定する要件が確認できるものとする）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業着手及び事業完了)

第4条 要綱第4条に規定する事業の着手日及び完了日は次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備、燃料電池設備、蓄電池、HEMS、地中熱ヒートポンプ、V2Hにおいては、以下のとおりとする。
 - ア 市内において対象設備を設置しようとする場合の事業着手日は対象設備の着工日とし、事業完了日は対象設備の設置工事又は竣工検査が終了した日とする。
 - イ 市内において対象設備が設置された住宅等を購入しようとする場合の事業着手日は住宅等の引渡し日とし、事業完了日も同じく住宅等の引渡し日とする。

(2) ZEHにおいては、以下のとおりとする。

- ア 市内においてZEHを新築しようとする場合の事業着手日はZEHの着工日とし、事業完了日はZEHの引渡し日とする。
- イ 市内において新築のZEHを購入しようとする場合の事業着手日はZEHの引渡し日とし、事業完了日も同じくZEHの引渡し日とする。

(実績報告書に添付する書類)

第5条 実績報告書に添付する書類は次のものとする。ただし、止むを得ない理由により提出が不可能と市長が判断したものについては、提出を免除することができる。また、その際に、市長は決定者に対して条件を付することができる。

(1) 設備導入場所の住宅の全景が分かるカラー写真

(2) 設備導入場所の住宅の場所が分かる地図

(3) 太陽光発電設備においては、以下のとおりとする。

- ア 対象設備の導入費用に係る領収書の写し（ただし、領収書に対象設備についての明記が無い場合は、領収書と同じ印のある内訳書の写しを添付すること）
- イ 太陽光パネル及びパワーコンディショナーの設置が確認できるカラー写真
- ウ 電力受給契約に関する書類（「発電設備の連系に関するお知らせ」、「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」等）の写し

(4) 燃料電池設備、蓄電池、V2Hにおいては、以下のとおりとする。

- ア 対象設備の導入費用に係る領収書の写し（ただし、領収書に対象設備についての明記が無い場合は、領収書と同じ印のある内訳書の写しを添付すること。また、ZEHと同時に申請している設備は、領収書の写しに類するものも可とする）
- イ 設置が確認できるカラー写真

(5) HEMSにおいては、以下のとおりとする。

- ア 対象設備の導入費用に係る領収書の写し（ただし、領収書に対象設備についての明記が無い場合は、領収書と同じ印のある内訳書の写しを添付すること）
- イ 設置が確認できるカラー写真及び起動中の画面写真

(6) 地中熱ヒートポンプにおいては、以下のとおりとする。

- ア 対象設備の導入費用に係る領収書の写し（ただし、領収書に対象設備についての明記が無い場合は、領収書と同じ印のある内訳書の写しを添付すること。また、ZEHと同時に申請している設備は、領収書の写しに類するものも可とする）
- イ 設置が確認できるカラー写真（施工中、施工後）

(7) ZEHにおいては、以下のとおりとする。

- ア 補助対象設備の導入費用に係る領収書の写し又はそれに類するもの
- イ 領収内容証明書（要領第1号様式）
- ウ 太陽光パネル、パワーコンディショナー、HEMSの設置が確認できるカラー写真

- エ HEMSの起動中の画面写真
 - オ 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の事業計画認定申請に係る画面の出力又は電力会社への系統連系申込書の写し等
(設置する太陽光電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれもが10kW以上の場合は、余剰買取方式であることが確認できること)
 - カ BELS評価書の写し
 - キ 住宅の引渡証明書等の当該住宅の引渡し日が確認できる書類の写し
 - ク 施工証明書(要領第2号様式)
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(各様式の提出)

第6条 要綱に規定する第1号様式、第4号様式、第6号様式、第8号様式、及び第9号様式の提出は、持参又は郵送によるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(環境部環境保全課)